

経過措置にかかる届出(継続工事)のチェックリスト【当初】

凡例

◎:必要(省令で定められた図書等) △:場合により必要
○:必要(県細則等で定められた図書等) -:不要

書類・図面の名称 (様式)	継続工事		明示等すべき事項	チェック
	形質の 変更	土石の 堆積		
全般(共通事項)	○	○	<p>届出にかかる補正は、電子(メール等)による対応も可とする。</p> <p>【提出方法】 ◆書面の場合 ・必要部数:2部(正副:副は返却用) ・書類はファイル等に綴じ、インデックスをつけること。 ・図面は、図面袋に入れること。(A3版の場合は、直接ファイルに綴じること可) ・図面の名称、番号を記載した一覧表を添付すること。</p> <p>◆電子の場合 ・PDF形式を基本とし、書類等の名称とファイル名称が整合していること。 ・図面の名称、番号を記載した一覧表を添付すること。 ・図面の名称、番号とファイル名称が整合していること。</p>	□
書類1	届出書			
宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書(省令第十五) または 土石の堆積に関する工事の届出書(省令第十六)	◎	◎	<p>【共通】 ・宛先を「滋賀県知事《知事名》」と記入すること。 ・届出者(工事主)の押印は求めない。 ・該当条項を黒枠で明示すること。(規制区域の種別を確認すること。) ◇宅地造成等工事規制区域:第21条第1項 ◇特定盛土等規制区域 :第40条第1項</p> <p><土地の所在地および地番> ・すべての地番を記入すること。 なお、欄が足りない場合は、代表地番の後に「外○筆(別紙のとおり)」と記載し、別紙を添付すること。</p> <p><数値記入欄> ・面積、高さ、体積(土量)の数値は、小数第三位以下を切り捨て、小数第二位まで記入すること。</p> <p>【形質の変更】 ・「盛土のタイプ」について、該当する盛土のタイプに「○」印を記入すること(複数選択可) (1)平地盛土:勾配 1/10 以下の平坦地において行われる盛土で谷埋め盛土に該当しない盛土 (2)腹付け盛土:勾配 1/10 超の傾斜地盤上において行われる盛土で谷埋め盛土に該当しない盛土 (3)谷埋め盛土:谷や沢を埋め立てて行う盛土 ・「工事の進捗状況」について、工程表のとおり(別紙)でも可とする。</p> <p>【土石の堆積】 ・面積、高さ、体積(土量)の数値は、現況ではなく、計画最大値を記入すること。 ・「工事の進捗状況」について、事業計画書のとおり(別紙)等でも可とする。</p>	□
書類2 委任状(任意様式)	△	△	<p>代理人による申請の場合に添付すること。 押印は求めないが、当該代理人が責任をもって届出者に届出書の内容を説明すること。 ・日付、委任する内容(変更ほか該当条項にかかる手続き全般) ・委任を受ける方の住所氏名、連絡先</p>	□
書類3 現況写真(任意様式)	◎	◎	<p>・区域界部および全体(盛土、切土、土石の堆積を行おうとする土地およびその付近の状況)が分かる写真を添付すること。 ・撮影方向位置図を添付すること。(地形図または土地の平面図に記入しても可とする。) ・区域界を赤線で明示すること。</p>	□
図面1 位置図	◎	◎	<p>・方位、道路および目標となる地物 ・縮尺 1/10,000 以上(縮尺明示) ・事業区域は、赤色に着色すること。</p>	□

書類・図面の名称 (様式)		継続工事		明示等すべき事項	チェック
		形質の変更	土石の堆積		
図面 2	地形図	◎	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・方位、土地の境界線(赤枠) ・縮尺 1/2,500 以上(縮尺明示) ・2mの標高差を示す等高線 	□
図面 3	土地の平面図 (造成計画平面図)	○	○	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・方位、土地の境界線(赤枠)、断面図作成箇所(記号等) ・他法令等に基づく工事範囲(許可日および番号) ・官民境界確定線(確定日および番号) ・凡例を設けて分かりやすい図(着色)とすること。 ・雨水排水計画平面図と兼ねてもよい。 <p>【形質の変更】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・縮尺 1/2,500 以上(縮尺明示) ・盛土(赤色)または切土(黄色)をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設、地滑り抑止ぐいまたはグラウンドアンカーその他の土留の位置 ・植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨(理由) <p>【土石の堆積】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・縮尺 1/500 以上(縮尺明示) ・土石の堆積をする土地の部分(最大時の範囲・形状) ・地盤面の勾配が 1/10 を超える範囲および最大勾配 ・勾配が 1/10 を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置および当該措置の内容(断面図と照合できる番号等) ・空地の位置、柵等を設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置および当該措置の内容 ・堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置および当該措置の内容(断面図と照合できる番号等) 	□
図面 4	土地の断面図 (造成計画断面図)	○	○	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象行為をする前後の地盤面 ・凡例を設けて分かりやすい図(着色)とすること。 ・縮尺 1/100 以上(縮尺明示) <p>【形質の変更】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・盛土(赤色)または切土(黄色)をする部分、舗装仕上げをする部分があれば分けて明示すること。(崖の高さ、盛土切土の高さを明示すること。) ・なお、碎石舗装については、「盛土」として取り扱うこと。 <p>【土石の堆積】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最大時の形状、高低差の著しい箇所(最大時の堆積高さを明示すること。) ・空地の位置、柵等を設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置および当該措置の内容(平面図と照合できること。) 	□
その他	その他必要な図書等	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・その他、必要と判断した場合に添付を求めることがある。 	□